

議案第三十七号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年六月十三日

提出者

杉並区長

田 中

良

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

杉並区行政財産使用料条例（昭和五十年杉並区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

正する。

別表第二（一）を次のように改める。

（一） 高齢者活動支援センター

杉並区立高齢者活動支援センター				名称	
多目的室	第三講座室	第二講座室	第一講座室	使用部分	
〃	〃	〃	洋室	区別	
三三六・五	三四・九	五三・九	五一・四	広  さ (平方メートル)	
七、五〇〇円	七〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	使 用 料 〔 午後六時から 夜 間 午後九時まで 〕	

付記 使用時間を延長して使用する場合は、管理上支障のない限り一時間を限度として使用時間の延長を許可し、この場合の延長時間の使用料は、規定使用料の三割に相当する額とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区行政財産使用料条例別表第二（一）に規定する第一講座室、第二講座室、第三講座室及び多目的室の使用の許可に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

#### （提案理由）

高齢者活動支援センターの講座室及び多目的室の使用料を定める必要がある。